

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に黒須邦昭農業委員、萩原直子農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、松居主任、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第33号

農地法第4条の許可申請について

議 長 議案第33号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1は自己用住宅のため、開発許可申請が必要。平成24年2月6日付け上尾市告示第50号で除外されている。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。

申請番号2は農業用施設用進入通路のため開発許可は不要であり、当初除外されている。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えら

れる。

- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
- (報 告) 申請番号1については、平方地区の松本農地利用最適化推進委員が報告した。8月22日(土)、担当委員4名で現地調査を実施した。現地は農地として保全管理されている。選定理由書を朗読した。
- 申請番号2については、大石地区の田中農地利用最適化推進委員が報告した。8月22日(土)、担当委員5名で現地調査を実施した。現地は農地として問題ないと考えられる。選定理由書を朗読した。
- 議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第33号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第34号

農地法第5条の許可申請について

- 議 長 議案第34号について事務局に説明を求めた。
- 事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1は木造平屋建の住宅を建築予定のため、開発許可が必要となる。申請地は農振地域であり令和2年2月12日付け上尾市告示第43号で除外となっている。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。
- 申請番号2は木造二階建の住宅を建築予定のため、開発許可が必要となる。申請地は農振地域であるが、当初除外となっている。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。
- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
- (報 告) 申請番号1は平方地区の國島農地利用最適化推進委員が報告した。8月22日(土)、担当委員

4名で現地調査を実施した。現地は農地として管理されており、問題ないと考えられる。理由書を朗読した。

申請番号2は大石地区の渋谷農地利用最適化推進委員が報告した。8月22日(土)、担当委員5名で現地調査を実施した。現地は農地として問題ないと考えられる。

議 長
秋池農業委員
事務局

本件について意見を求めた。

申請番号2は、議案第33号農地法第4条許可申請の地権者と同一人なのか。

地権者は同一人である。農地法第4条の許可申請は自身が所有する農業用倉庫に付随する道を造成するというもの。農地法第5条の許可申請は分家住宅を建築するものである。

秋池農業委員
事務局

農地法第4条許可申請で造成する道を利用して家を建てるということか。

資料の写真のとおり、農業用倉庫への進入路として農地法第4条許可で通路を造成する。農地法第4条許可申請と第5条申請は別案件である。

内田農業委員
事務局

農業用通路をあえて作る理由は何か。

建築安全課から分家住宅計画地の同一筆内に既存の農業用施設があり、母屋への進入路を利用して農業用施設への進入はできないという指導があった。

議 長

本件について改めて意見を求めるが特に無かったため、議案第34号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第35号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長
事務局

議案第35号について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。事務局で現地調査を行っており、申請番号1は耕作されており、問題ないと考えられる。申請番号2についても農地として保全管理されていることを確認している。

議 長

本件について意見を求めるが特になかったため、議案第35号について採決を行ったところ、賛

成全員で承認することを宣した。

議案第36号

令和2年度8月期農用地利用集積計画の承認について

議長
農政課
議長
新木農業委員
農政課
平野農業委員
農政課

秋池農業委員
農政課
秋池農業委員
農政課
議長

担当課である農政課に説明を求めた。

制度について説明し、議案書を朗読した。

本件について意見を求めた。

今回は全てが新規設定だが、貸主の意向で設定したのか。或いは誰かが橋渡しをしたのか。

貸主が農地の耕作ができないということで、貸し出したと聞いている。

借受人の経営状況や作付面積を伺う。

両親と妻の他、常時雇用者もいると聞いている。14筆所有し、借地として父親名義の利用権設定した農地が21筆ある。

今回の設定期間が5年間となっているが、途中でできなくなった場合はどうするのか。

何らかの事情で解約することは可能であり、農地法第18条の合意解約の手続きが必要となる。

期間が5年間となっているが、3年や6年という期間の設定はできるのか。

期間については定めがなく、双方で取り決めている。

本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第36号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第8号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時00分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和2年8月25日

議 長

署名委員

署名委員